

## 西宮市災害緊急救助施設管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市災害緊急救助施設(以下「施設」という。)の管理について必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 施設を使用することができる者(以下「使用者」という。)は、市内に発生した災害による被害を受けた者で、応急的な救助を必要とする者とする。

(使用期間)

第3条 施設を使用できる期間は、おおむね1週間以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期間を延長することができる。

(使用の申込及び承認)

第4条 施設を使用しようとする者は、使用申込書(様式1)及び誓約書(様式2)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者の注意義務)

第5条 使用者は、施設の使用にあたっては、善良な注意義務を払い、正常な状態を保つように努めなければならない。

(費用負担)

第6条 使用者は、施設の使用に伴う当然に負うべき費用を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(禁止事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める行為をすることができない。

- (1) 施設の内外を乱雑にして、その外観を損なうこと。
- (2) 使用の承認を受けていない者を同居させること。
- (3) 施設に工作を加え、又は敷地内に工作物を設置すること。
- (4) 施設の全部若しくは一部を他の者に貸与し、又は使用する権利を他の者に譲渡すること。
- (5) その他、市長が必要と認めて禁止したこと。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、施設の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 不正の行為によって使用の承認を受けたとき。
- (2) 施設をみだりに毀損したとき。
- (3) 正当な事由によらないで、施設の立入り検査を拒んだとき。
- (4) 応急的な救助を必要としなくなったと認められるとき。

( 5 ) この要綱に基づく市長の指示及び命令に違反したとき。

2 前項の規定に基づき施設の使用の承認を取り消された者は、直ちに施設を明け渡さなければならない。

( 使用の中止 )

第 9 条 施設の使用を中止しようとする者は、市長まで事前に届出をし、当該施設の検査を受けなければならない。

( 立入り検査等 )

第 1 0 条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設を管理する市職員若しくは、特に指定した者に随時施設の検査をさせ、又は使用者に対して、適当な指示をさせることができる。

付則

この要綱は、平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日より施行する。